

令和7年3月21日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 中澤 伸 浩



令和7年度労働報酬下限額について（答申）

令和6年10月8日付け越契第227号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

本審議会での協議及び国の指針等を踏まえ、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、契約後の状況に応じた契約変更等について継続的に検討されることを望みます。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和7年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

見習いとして従事する労働者の特例的な労働報酬下限額については、撤廃することが望ましい。

2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、調査研究を行うこと。
- (2) 工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、他自治体の制度等の調査研究を行うこと。
- (3) 従事労働者に対し公契約条例の周知を強化するとともに、受注者が行う周知の実施状況の把握に努めること。

別紙

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,139	27	普通船員	3,432
2	普通作業員	2,858	28	潜水士	5,378
3	軽作業員	1,992	29	潜水連絡員	4,050
4	造園工	2,880	30	潜水送気員	3,960
5	法面工	3,522	31	山林砂防工	3,578
6	とび工	3,578	32	軌道工	6,559
7	石工	3,589	33	型わく工	3,510
8	ブロック工	3,398	34	大工	3,375
9	電工	3,297	35	左官	3,555
10	鉄筋工	3,555	36	配管工	3,049
11	鉄骨工	3,207	37	はつり工	3,353
12	塗装工	3,634	38	防水工	3,882
13	溶接工	3,859	39	板金工	3,792
14	運転手（特殊）	3,454	40	タイル工	3,004
15	運転手（一般）	3,015	41	サッシ工	3,544
16	潜かん工	4,118	42	屋根ふき工	3,758
17	潜かん世話役	4,894	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,377	44	ガラス工	3,510
19	トンネル特殊工	4,107	45	建具工	3,165
20	トンネル作業員	3,454	46	ダクト工	3,285
21	トンネル世話役	4,545	47	保温工	3,083
22	橋りょう特殊工	3,972	48	建築ブロック工	3,213
23	橋りょう塗装工	3,949	49	設備機械工	3,117
24	橋りょう世話役	4,467	50	交通誘導警備員A	2,104
25	土木一般世話役	3,420	51	交通誘導警備員B	1,879
26	高級船員	4,253			

